

# 株式会社ベルエール

## 環境関連法規制等登録簿

2005年9月1日施行

主な環境側面	関連法規	主要条文	適用内容
事業活動全般	環境基本法	第8条 第9条	事業者の責務 国民の責務
	埼玉県環境基本条例	第6条 第7条	事業者の責務 県民の責務
	埼玉県生活環境保全条例	第3条	県民の責務、事業者の責務
	川口市環境基本条例	第5条 第6条	事業者の責務 市民の責務
	環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律	第4条 第10条	国民、民間団体等の責務 職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育
	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の推進に関する法律	第4条	事業者の責務
電力の使用	電気事業法	第6条 第9条 第13条 第39条 第42条第1項 第42条第2項 第43条 第53条	許可証 電気工作物等の変更 設備の譲渡等 事業用電気工作物の維持 保安規程 保安規程変更の届出 主任技術者 自家用電気工作物の使用の開始
	エネルギーの使用の合理化に関する法律	第3条の2 第72条 第75条	エネルギー使用者の努力 建築物の建築をしようとする者等の努力 特定建築物に係る届出、指示等
空調設備	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律	第4条 第19条 第56条	事業者の責務 第一種特定製品廃棄者の引渡義務 第一種特定製品廃棄者の費用負担
	埼玉県生活環境保全条例	第25条	フルオロカーボンの排出抑制に対する特定機器の廃棄者の責務
電気設備全般 消火設備	地球温暖化対策の推進に関する法律	第5条 第6条 第9条	事業者の責務 国民の責務 事業者の事業活動に関する計画等
	埼玉県生活環境保全条例	第10条 第11条 第13条	環境負荷低減計画の作成 環境負荷低減計画の公表 事業者及び県民の地球温暖化防止の努力
消防用設備等 (緊急・災害時)	消防法	第8条 第17条 第17条の3の2 第17条の3の3	防火管理義務 消防用設備等の設置、維持業務等 消防用設備等の設置届及び検査 消防用設備等の点検及び報告
エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機	特定家庭用機器再商品化法	第6条	事業者及び消費者の責務
	埼玉県生活環境保全条例	第25条 第27条	フルオロカーボンの排出抑制に対する特定機器の廃棄者の責務 断熱材用特定物質の回収等

新聞、ちらし、雑誌、段ボール、繊維類、ビン、缶、ペットボトル、金属類、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、一般ごみ、その他の不燃ごみ、建築廃材	循環社会形成推進基本法	第3条 第4条 第5条  第6条 第7条  第8条 第11条 第12条	循環型社会の形成 適切な役割分担等 原材料、製品等が廃棄物等となることの抑制 循環資源の循環的な利用及び処分 循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則 施策の有機的な連携への配慮 事業者の責務 国民の責務
	再生資源の利用の促進に関する法律	第4条 第5条	事業者等の業務 消費者の協力
	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	第4条	事業者及び消費者の義務
	建築工事に係る再資源化等に関する法律	第6条	発注者の責務
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第2条の3 第3条 第6条の3 第10条 第12条 第12条の2  第12条の3	国民の責務 事業者の責務 事業者の協力 事業者及び地方公共団体の処理 事業者の処理 事業者の特別産業廃棄物に係る処理 産業廃棄物管理表
	廃棄物の処理及び清掃に係る法律施行令	第4条  第4条の3  第6条の2  第6条の6	一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準 特別管理一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準 事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準 事業者の特別管理産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準
	埼玉県生活環境保全条例	第19条  第20条	廃棄物の発生抑制及び循環の利用等に対する事業者及び県民の取り組み 処理計画の策定等
	埼玉県ごみの散乱防止に関する条例	第4条 第7条 第8条	事業者の責務 土地所有者等の責務 県民の責務
	川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	第4条 第5条 第15条 第16条 第17条 第20条 第22条 第23条 第27条 第28条 第48条  第49条	事業者の責務 市民の責務 事業者の減量義務 適正放送の推進等 事業用建築物の所有者等の義務 市民の減量義務 土地または建物の占有者の義務 排出禁止物の排出禁止 事業系一般廃棄物の処理 事業系一般廃棄物の保管場所 土地または建物の占有または管理者の清潔保持義務 空地の管理
	川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例	第4条 第5条 第6条	事業者の責務 市民の責務 土地所有者の責務

社用車	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律	第 35 条 第 60 条	第二種特定製品廃棄者の引渡義務 自動車を運用の用に供する者の費用負担
	使用済自動車の際し原価等に関する法律	第 5 条	自動車の所有者の責務
生ごみ	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	第 4 条	事業者及び消費者の責務
貯水槽	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	第 4 条	飲料水に関する衛生上必要な措置等
	水道法	第 34 条の 2 第 1 項 第 34 条の 2 第 2 項	簡易専用水道の管理 簡易専用水道の検査（残留塩素）
	水道法施行規則	第 55 条 第 56 条	貯水槽の清掃 水質検査
エレベーター、ダムウェーター	建築基準法	第 12 条の 2	昇降機の検査
送風機	騒音規制法	第 6 条	特定施設の設置の届出
建築物	建築物の衛生的環境の確保に関する法律	第 4 条 第 5 条 第 6 条	建築物環境衛生管理基準 特定建築物についての届出 建築物環境衛生管理技術者の選任
	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	第 1 条 第 3 条の 2 第 4 条の 2  第 4 条の 3 第 4 条の 5	特定建築物について 空気環境の測定方法等 雑用水に関する衛生上必要な措置等 排水に関する設備の掃除等 清掃等及びねずみ等の防除について
感染性廃棄物の廃棄、P C B 廃棄物の保管	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第 12 条の 2	事業者の特別産業廃棄物に係る処理
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	第 8 条の 13	産業廃棄物保管基準
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理推進に関する特別措置法	第 3 条 第 8 条	事業者の責務 保管等の届出
施設等の緑化	ふるさと埼玉の緑を守る条例	第 3 条 第 4 条 第 19 条	県民の責務 事業者の責務 民間施設の緑化
建築物による環境配慮	川口市緑のまちづくり推進条例	第 3 条 第 4 条 第 7 条	市民等の責務 建築物の建築に伴う緑化 所有者等の保全義務
	エネルギーの使用の合理化に関する法律	第 72 条  第 75 条	建築物の建築をしようとする者等の努力 特定建築物に係る届出、指示等

お問い合わせまたは語彙検討は下記宛にお願いします。

〒332-0031

埼玉県川口市青木 3-5-24-101

エコルシオングランデール青木イースト

TEL:048-255-6200、FAX:048-255-6716

<mailto:t-noguti@qa2.so-net.ne.jp>

Last Modified:05/10/15